

入湯税 特別徴収の手引き

令和3年9月
長野県 栄村

お問い合わせ先・申告書の提出先

栄村役場 総務課 税務係

電話 0269-87-3111

〒389-2792（住所記載不要）長野県下水内郡栄村大字北信3433

— 目 次 —

はじめに	1
1 入湯税の概要	2
《制度の概要》	
《入湯税納入の流れ》	
2 納税義務者	3
3 課税免除	4
4 税額（税率）	5
5 入湯税の徴収方法	5
6 申告納入の方法	5
7 経営開始（変更）申告書の提出	6
8 帳簿の記載	6
9 入湯税の調査	6
10 Q & A	7
11 各種様式	9
（参考）栄村税条例〔抜粋〕	12

はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様にはおかれましては、入湯税の徴収に当たりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担いただく税金であり、地方税法で使途が定められた目的税です。入湯税の徴収につきましては、地方税法及び栄村条例の規定に基づいて、鉱泉浴場の経営者の皆様に「特別徴収義務者」として入湯税を徴収していただき、徴収した入湯税を栄村に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについて御理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収に御協力いただきますようお願いいたします。

参 考

特別徴収義務者とは・・・

法律又は条例に基づいて指定された者で、村に代わって納税義務者から入湯税を徴収し、徴収した税金を納入期限内に村に納入する義務を有する者を「特別徴収義務者」と呼びます。

栄村税条例第145条の規定に基づき、入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者が行うこととなっています。

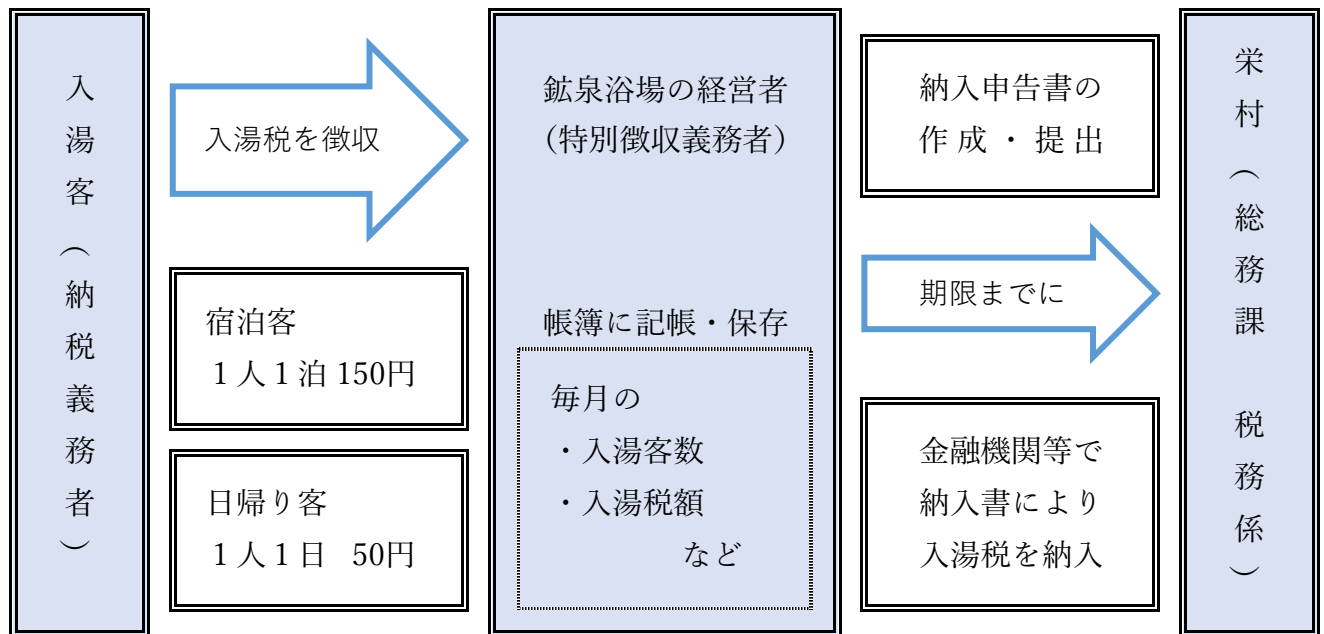
1. 入湯税の概要

入湯税は、『環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興に要する費用に充てる』ための目的税で、鉱泉浴場において入湯される方に対し、課税するものです。

(1) 栄村の制度の概要

項目	内容
納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ① 年齢12歳未満の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する方 ③ 地域住民の福祉の向上を図るため、村等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設の浴場に入湯する方 （老人福祉センターの入湯客） ④ 学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他学校行事に参加されている学生とその引率者 ⑤ 日帰りで入湯する者で、利用料金が300円以下（消費税及び地方消費税を除く。）の鉱泉浴場に入湯する方
税額（税率）	<ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊する場合 1人1泊につき 150円 ② 日帰りの場合 1人1日につき 50円
徴収の方法	特別徴収の方法。村から指定された特別徴収義務者の方（温泉施設の経営者）が納税義務者（入湯客）から税金を徴収します。
特別徴収義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の経営者
申告納入の方法	<p>特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、下記の期限までに、入湯客数、税額等を記載した納入申告書を栄村に提出するとともに、徴収した入湯税額を栄村に納入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3月1日～同年8月31日までに徴収すべき入湯税…同年9月15日まで ② 9月1日～翌年2月末日までに徴収すべき入湯税…同年度3月15日まで
経営状況の申告	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した経営開始申告書を栄村に提出してください。 ② 提出した経営申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記載した経営変更申告書を栄村に提出してください。
帳簿の記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存してください。

(2) 入湯税納入の流れ



※ 納入申告書の提出及び入湯税の納入期限については、2ページを参照。

(3) 用語の説明

用語	説明
鉱泉浴場	原則として「温泉法に規定する温泉を利用する浴場」をいいます。ただし、同法の温泉に類するもので、「鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるもの」も含まれます。
温泉	地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、温泉法第2条別表に定められた温度（摂氏25度以上）又は物質（総硫黄など）のうちいずれかを有するものをいいます。
共同浴場	業として経営される浴場でないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
一般公衆浴場	地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場をいいます。

2. 納税義務者

村内の鉱泉浴場（温泉）において入湯される方です。

※ 温泉を外から運んでくる、いわゆる「運び湯」を利用する施設も、入湯税の課税の対象となります。

3. 課税免除

次の（１）～（５）のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

（１）年齢 12 歳未満の方

小学生以下の年齢に相当する場合

（12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方）

（２）共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）に入湯される方

①「共同浴場」

寮や社宅などに設置され、入居者が日常的に利用するものをいいます。

②「一般公衆浴場」

物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入湯料金を定めている銭湯などの施設をいいます。

（３）地域住民の福祉の向上を図るため、村等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設の浴場に入湯される方

栄村老人福祉センターに入湯する方をいいます。

（４）学校行事（大学を除く。）で入湯する児童や生徒とその引率者

修学旅行や遠足などの学校教育の一環で行われるものが対象となります。

なお、ここでいう引率者とは、児童・生徒を引率する学校の教員や同行している看護師等の学校関係者が対象となり、付き添いのカメラマンや同行している保護者は対象になりません。

（５）日帰りで入湯する場合で、利用料金が300円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の鉱泉浴場に入湯する方（p7～Q&Aを参考にしてください）

ここでいう「利用料金」とは、鉱泉浴場に入湯するために、利用者が必ず支払わなければならない料金のことをいいます。

入湯税が課税されるかどうかは、1回当たりの利用料金の金額が300円を超えるかどうかで判断します。

割引券や回数券を使用することによって、1回当たりの利用料金が当該施設の通常の利用料金よりも安価になる場合は、割引後の1回当たりの利用料金が300円を超えているかどうかで判断します。

4. 税額（税率）

入湯税の税率は、次に掲げる額です。

- (1) 宿泊する場合 1人1泊につき 150円
(2) 日帰りの場合 1人1日につき 50円

※ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊する場合は1泊につき、日帰りの場合は1日につき1回、入湯税が課せられます。
複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

5. 入湯税の徴収方法

入湯税の徴収は、鉱泉浴場の経営者が「特別徴収義務者」となり、「特別徴収の方法」により行います。

特別徴収義務者は、入湯客が利用料金を支払う際などに、利用料金と合わせて入湯税を徴収してください。

※ 「特別徴収の方法」とは、地方税法及び栄村税条例の規定により指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者の方から税金を徴収していただき、栄村に納入していただく方法です。

6. 申告納入の方法

(1) 申告書の提出

特別徴収義務者、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、入湯客数、税額その他必要な事項を記入した「入湯税納入申告書」（10ページ参照）を参照してください。

(2) 納入書による納入

納入金については、(1)の申告書に記入した徴収税額を次ページの納入場所にて入湯税納入書（11ページ参照）により納入してください。納入書は2月に村からお送りします。

(3) 申告書の提出及び納入期限

上記(1)と(2)について、下記の期限までに提出及び納入ください。

徴収期間	申告書の提出及び納入期限
3月1日～同年8月31日までに徴収すべき入湯税	同年9月15日まで
9月1日～翌年2月末日までに徴収すべき入湯税	同年度3月15日まで

【村税の納付・納入場所】

①	栄村役場及び秋山支所 (取扱時間：午前8時30分から午後5時15分。ただし、開庁日に限りです。)
②	栄村指定金融機関及び指定代理金融機関(本店・支店・出張所) ながの農業協同組合、八十二銀行

7. 経営開始(変更)申告書の提出

下記の(1)(2)に該当する場合は、鉱泉浴場の施設の内容などについて、必要な事項を記載した申告書を栄村まで提出してください。(9ページ参照)

(1) 新たに鉱泉浴場の経営を始めるとき

経営開始日の前日までに、必要事項を記入した「鉱泉浴場の経営開始申告書」を栄村に提出してください。

(2) 提出した経営申告書の内容に変更があった場合(経営を休業する場合も含む)

直ちに、変更内容について記入した「鉱泉浴場の経営変更申告書」を栄村に提出してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要がない場合であっても、鉱泉浴場を経営する全ての方に鉱泉浴場の経営開始(変更)申告書を提出していただく必要があります。

8. 帳簿の記載

特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、課税免除となる入湯客数、課税対象となる入湯客数、入湯税額等を帳簿に記載し、管理してください。

また、この帳簿は、その記載の日から少なくとも1年間は保存してください。

9. 入湯税の調査

入湯税の適正かつ公平な課税を期するため、電話による確認や実地の調査を行うことがあります。調査の際には、関係する資料の提示等をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

10. Q&A

※ 文中の「利用料金」は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものです。

Q1 日帰りの入浴において、平日と休日で料金設定が異なる場合、利用料金300円以下の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。

A 一回あたりに支払うべき利用料金が300円（税抜）以下であれば、入湯税の課税は免除されます。

例えば、平日は300円、休日は500円と利用料金が設定されている場合、平日は課税免除されますが、休日は課税の対象となります。

Q2 日帰りの入浴において、無料券、割引券又は回数券を使用した場合、利用料金300円以下の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。

A 無料券での入浴は、利用料金が0円ですので入湯税は免除されます。また割引券を利用した場合は、割引後の料金を「入湯するために必ず必要となる料金」とし、その料金が300円を超えるか否かで、課税か課税免除かを判断します。

回数券については、1枚あたりの利用料金で判断します。回数券1枚あたりの利用料金が300円以下であれば、入湯税は免除されます。

【例】 利用料金（税抜）

1回の利用・・・・・・・・・・500円

回数券（13枚綴り）・・5,000円

回数券の販売価格を枚数で割り、回数券1枚分の単価で判断します。

5,000円÷13枚=1枚あたり約384円

この場合は、入湯に要する費用が300円を超えますので、課税の対象です。

Q3 年間券を発行しますが、利用料金300円以下の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。

A 年間券の販売価格を入浴できる回数で割り、1回あたりの利用料金で判断します。

【例】 年間券の価格・・・・・・・・30,000円

年間入浴できる回数・・・・・・・・300日（営業日）

30,000円÷300日=1回あたり100円

この場合は、入浴に要する費用が300円以下なので、課税免除となります。

Q4 食事・タオル・休憩等、入湯以外の要素が含まれる料金（いわゆるセット料金）で利用する場合は、利用料金300円以下の課税免除についてはどのように判断しますか。

A 入湯料金が管内に明示されていない場合は、支払うべき料金の総額で判断します。

① 日帰り入湯料 大人1人300円の施設

「入浴とランチのセットで1,000円」というセット料金の設定

【例1】日帰り入浴料金300円が管内に明示されている場合 → 課税免除

【例2】日帰り入浴料金300円が管内に明示されていない場合 → 課税する

② 日帰り入湯料 大人1人500円の場合

「入浴とランチのセットで1,000円

（入湯料300円、ランチ700円とセットの内訳を明示）」

と、いうセット料金の設定 → 課税する

※ この例は、日帰り利用料金が300円を超え、本来入湯税が課税となるが、セット料金における入湯料金を、表示のみ300円以下に設定することで課税免除にしようとする例であり、料金表示操作による徴収回避と判断し「課税」とするものです。

Q5 宿泊者の1人から、病気や怪我などにより入湯していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯の有無を把握できない場合はどうしたら良いですか。

A 入湯税は、鉱泉浴場への入湯に対して課す税金ですので、入湯されていない場合は入湯税を徴収することができません。

宿泊者の入湯の有無については、一般社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実的には困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申し出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することになります。

1 1 . 各種様式

(1) 経営開始(変更) 申告書

鉱泉浴場の経営開始(変更) 申告書	
年 月 日	
栄 村 長 殿	
申請者	住所(所在地)
	氏名(名称)
	連絡先(TEL)
村税条例第149条の規定により、下記のとおり鉱泉浴場の経営を開始(変更)することを申告いたします。	
記	
経営開始(変更)年月日	年 月 日
商号及び名称	
代表者氏名	
鉱泉浴場の所在地	栄村大字 番地
その他必要な事項	

(注) 施設の閉鎖・売却、経営の委譲等ございましたら、税務係までご連絡ください。

(2) 納入申告書

様式第106号

入 湯 税 納 入 申 告 書				
栄村長 宛	提出日	■ 年	■ 月	■ 日
	申告月	■ 年	■ 月	分
特別徴収義務者				
	住所(所在地)	■		
	氏名(名 称)	■		
	連絡先(TEL)	■ - ■ -		
栄村税条例第145条第3項の規定により下記のとおり入湯税の納入について申告します。 記				
課 税 標 準			税 額	
日帰り		50 円/1人		
宿泊		150 円/1人		
合 計			円	
課税免除			人	
(注) ① 入湯税の税率は、1人につき、日帰り1日50円、宿泊1泊150円とする。 ② この納入申告書は、徴収すべき入湯客に係る必要事項を記載して村長に提出し、及びその税額を納入してください。 ③ カラーセルに必要事項を入力してください。税額欄は計算式が入っています。				

入 湯 税 納 入 申 告 書

栄村長 宛

提出日 令和 年 月 日

申告月 令和 年 月 ~ 令和 年 月

特別徴収義務者

住所(所在地)

氏名(名 称)

連絡先(TEL)

栄村税条例第145条第3項の規定により下記のとおり入湯税の納入について申告します。

記

月	課税標準				合 計		課税免除 (人)
	日帰り(50円/1人)		宿泊(150円/1人)		入湯客数(人)	税額(円)	
	入湯客数(人)	税額(円)	入湯客数(人)	税額(円)			
合計							

- (注) ① 入湯税の税率は、1人につき、日帰り1日50円、宿泊1泊150円とする。
 ② この納入申告書は、3月～8月分を9月15日までに、9月～2月分を3月15日までに徴収すべき入湯客に係る必要事項を記載して村長に提出し、及びその税額を納入してください。
 ③ カラーセルに必要事項を入力してください。税額欄は計算式が入っています。

(3) 入湯税納入書 ※ 3枚複写

納入通知書(領収書) No. _____

納付者(住所氏名)		殿	
年度	会計		
金額			円
納入金の内容			
納期限	年	月	日
款	項	目	節
上記金額を 本村指定金融機関 ながの農協 栄出張所 指定代理金融機関 ㈱八十二銀行 飯山支店 普通5098 長野県信用組合 飯山支店 普通2603427 へ納入してください。 年 月 日 指定金融機関等 領収日付印			
下水内郡栄村長 上記の金額を 領収しました。 (納入渡)			

収入済通知書 No. _____

納付者(住所氏名)		納	
年度	会計		
金額			円
納入金の内容			
納期限	年	月	日
款	項	目	節
上記の金額を領収しました。 指定金融機関等 領収日付印			
栄村会計管理者 殿 (栄村役場保管)			

納入書 No. _____

納付者(住所氏名)		納	
年度	会計		
金額			円
納入金の内容			
納期限	年	月	日
上記の金額を納入します。 指定金融機関等 領収日付印			
栄村会計管理者 殿 (金融機関保管)			

(参考資料) 条例等

村税条例〔抜粋〕

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税は課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 地域住民の福祉の向上を図るため、村等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設の浴場に入湯する者
- (4) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯者
- (5) 300円以下の利用料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を支払って宿泊を伴わないで入湯する者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人につきそれぞれ次の各号に定める額とする。

- (1) 宿泊を伴う入湯 1泊 150円
- (2) 宿泊を伴わない入湯 1日 50円

(入湯税の徴収方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を村長に提出し、及びその納入金を入書によって納付しなければならない。

- (1) 3月1日から同年8月31日までに徴収すべき入湯税 同年9月15日まで
- (2) 9月1日から翌年2月末日までに徴収すべき入湯税 同年度3月15日まで

第146条及び第147条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合

においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、村長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、この行為を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

○地方税法（抄）

（昭和二十五年七月三十一日）

（法律第二百二十六号）

第4章 目的税

第4節 入湯税

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜

を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴を提起した場合には、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(入湯税に係る徴税吏員の質問検査権)

第 701 条の 5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第 1 号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

- (1) 特別徴収義務者
- (2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

《改正》平 13 法 129

《改正》平 16 法 150

- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第 1 項の規定にかかわらず、第 701 条の 18 第 6 項の定めるところによる。
- 4 第 1 項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第 701 条の 6 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (2) 前条第 1 項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者
- (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

《改正》平 13 法 129

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第 701 条の 7 第 701 条の 4 第 2 項の規定によって徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、3 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の納入しなかつた全額が 50 万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、50 万円をこえる額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第 1 項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

第 701 条の 8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第 701 条の 9 市町村長は、第 701 条の 4 第 2 項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によって、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前 2 項の規定によって更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によって、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前 3 項の規定によって更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第 701 条の 10 市町村の徴税吏員は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第 4 項の通知をした日から 1 月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第 701 条の 4 第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第 1 項又は第 2 項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第 701 条の 11 入湯税の特別徴収義務者は、第 701 条の 4 第 2 項の納期限後にその納入金を納入する場合には、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第 701 条の 4 第 2 項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第 701 条の 12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第 6 項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足全額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

《改正》平 18 法 007

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があつた場合 (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定によ

る更正があつた場合 (3) 第 701 条の 9 第 2 項の規定による決定があつた後において同条第 3 項の規定による更正があつた場合

《改正》平 18 法 007

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第 701 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が 50 万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

《追加》平 18 法 007

4 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第 2 項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

《改正》平 18 法 007

5 市町村長は、第 1 項の規定によって徴収すべき過少申告加算金額又は第 2 項の規定によって徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

6 第 2 項の規定は、第 4 項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から 2 週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

《追加》平 18 法 007

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第 701 条の 13 前条第 1 項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

【地方税法施行令】第 56 条の 13 の 2

2 前条第 2 項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全

部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定に該当する場合において納入申告書の提出について前条第4項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

《改正》平18法007

4 市町村長は、第1項又は第2項の規定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第701条の14 削除

第701条の15 削除

(入湯税に係る督促)

第701条の16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第701条の17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第701条の18 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。(1)滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。(2)滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第2次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第1号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第13条の2第1項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第114条第1号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

《改正》平16法076

5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第701条の19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知って前2項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となった者は、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第701条の20 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。(1)第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定によって行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者(2)第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者《改正》平13法129

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第701条の21 及び第701条の22 削除

(入湯税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第701条の23 入湯税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第19条ノ2及び第22条の規定を除く。)を準用する。

【地方税法施行令】第58条

第701条の24 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第252条の19第1項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第252条の19第1項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第252条の19

第1項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第252条の19第1項の市の長は、入湯税に関する犯則事件が地方自治法第252条の19第1項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第701条の25第701条の23の場合において、国税犯則取締法第11条及び第12条の規定は、地方自治法第252条の19第1項の市の入湯税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該市の区域内に関する限り、これを準用する。

第701条の26第701条の23の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する市町村の区域外においても入湯税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第701条の27第701条の23の場合において、入湯税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第701条の28第701条の23の場合において、国税犯則取締法第14条第1項の規定による通告処分によって納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

（国税犯則取締法を準用する入湯税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪）

第701条の29第701条の23の場合において、第701条の27の規定によって間接国税に関する犯則事件とされる入湯税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第1条第1項の収税官吏の職務を行う第701条の23の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

栄村役場 総務課税務係

〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433番地

TEL：0269（87）3111 FAX：0269（87）3083